

通所介護(デイサービス)
介護予防型デイサービス
(日常生活支援総合事業)
重要事項説明書

シオンの里

社会福祉法人 京都基督教福祉会
デイサービスセンター シオンの里

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号：京都府第 2674000191 号)

当事業所は契約者に対して指定通所介護・介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 事業所	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について（契約書第23条参照）	5
6. 事故時の対応について（契約書第10条参照）	5

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所概要	6
2. 職員の配置状況	6
3. 契約締結からサービス提供までの流れ	7
4. サービス提供における事業者の義務	8
5. サービスの利用に関する留意事項	9
6. 損害賠償について	9
7. サービス利用をやめる場合	9

<サービス利用書>	12
-----------	----

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 京都基督教福祉会
- (2) 法人所在地 京都府京都市西京区榎原百々ヶ池 3 番地
- (3) 電話番号 075-391-6411
- (4) 代表者氏名 理事長 中江 潤

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定通所介護—————（平成12年5月17日 指定京都府 2674000191 号）
介護予防通所介護事業所——（平成18年4月1日 指定京都府 2674000191 号）
※ 当事業所は介護老人福祉施設 シオンの里に併設されています。

- (2) 事業所の目的
事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、契約者に対し、通所介護・介護予防通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 **デイサービスセンター シオンの里**
- (4) 事業所の所在地 **京都府京都市西京区榎原秤谷町 21 番地の2**
- (5) 電話番号 **075-382-5550**
- (6) 管理者名 **施設長 村上 幸子**
- (7) 事業所の運営方針
 - 1 事業所は、契約者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。
 - 2 事業所は、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、事業の運営に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 **平成12年5月17日**

- (9) 通常事業実施地域 **京都市西京区**

(10) 営業日、営業時間及び利用定員

	併設 通所型
営業日	月曜日～日曜日（年中無休）
営業時間	午前8時40分～午後5時40分
サービス提供時間	午前9時30分～午後16時30分
利用定員	1日 30名
受付時間	変更や利用の中止は 終日 受付します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定通所介護・介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	実数	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 生活相談員	2名(1名兼務)	1名
3. 介護職員	5名	4名
4. 看護職員(機能訓練指導員兼務)	4名	1名
5. 管理栄養士	1名	1名
6. 委託調理員	2名	2名
7. 事務職員	3名	0名

※ 職員の配置については、指定基準を充たしています。

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いをうけるものとし、

＜サービス利用料金 1回あたり＞（契約書第7条参照）

契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。「サービス利用書」をご参照下さい。）

☆ 契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービスの概要及び利用料金は、「サービス利用書」をご参照下さい。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

「サービス利用書」をご参照下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

「サービス利用書」をご参照下さい。

5. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] [氏名]
統括部長 中平 克樹

（上記担当者不在の場合は、電話対応した職員が承ります。）

○受付時間 24時間受けております。

○また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（2）当事業所以外に、各居宅介護支援事業所・各行政区の介護保険課・国民健康保険
団体連合会等でも苦情を受付けています

○第三者委員

田中 都志子 連絡先 （075）381-7333

民谷 渉（弁護士）連絡先 （075）241-2244

[各窓口連絡先]

窓口	電話番号
西京区役所（保健福祉センター健康長寿推進課）	（075）381-7643
西京区洛西支所（保健福祉センター健康長寿推進課）	（075）332-8140
京都府国民健康保険団体連合会（苦情相談受付）	（075）354-9090
京都府社協福祉サービス運営適正化委員会	（075）252-2152
向日市役所（代表）高齢介護課	（075）931-1111

6. 事故時の対応について（契約書第10条参照）

（1）通所介護・介護予防通所介護事業サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、主治医、京都府、区役所、支所福祉介護課などに連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対する通所介護・介護予防通所介護事業サービスの提供により当事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこないます。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
- (2) 建物の延べ床面積 3,189,48 m²
- (3) 事業所の周辺環境

- 洛西の竹林に囲まれた一角にあり、洛西ニュータウンに通ずるバス道路に面して交通の便利がよい。
- 騒音は敷地より建物が少し奥まっているので、あまり問題はない。
- 陽当たりは竹林によって冬場は少し遮られるが、比叡山とその下の京都市内が眺望できる。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

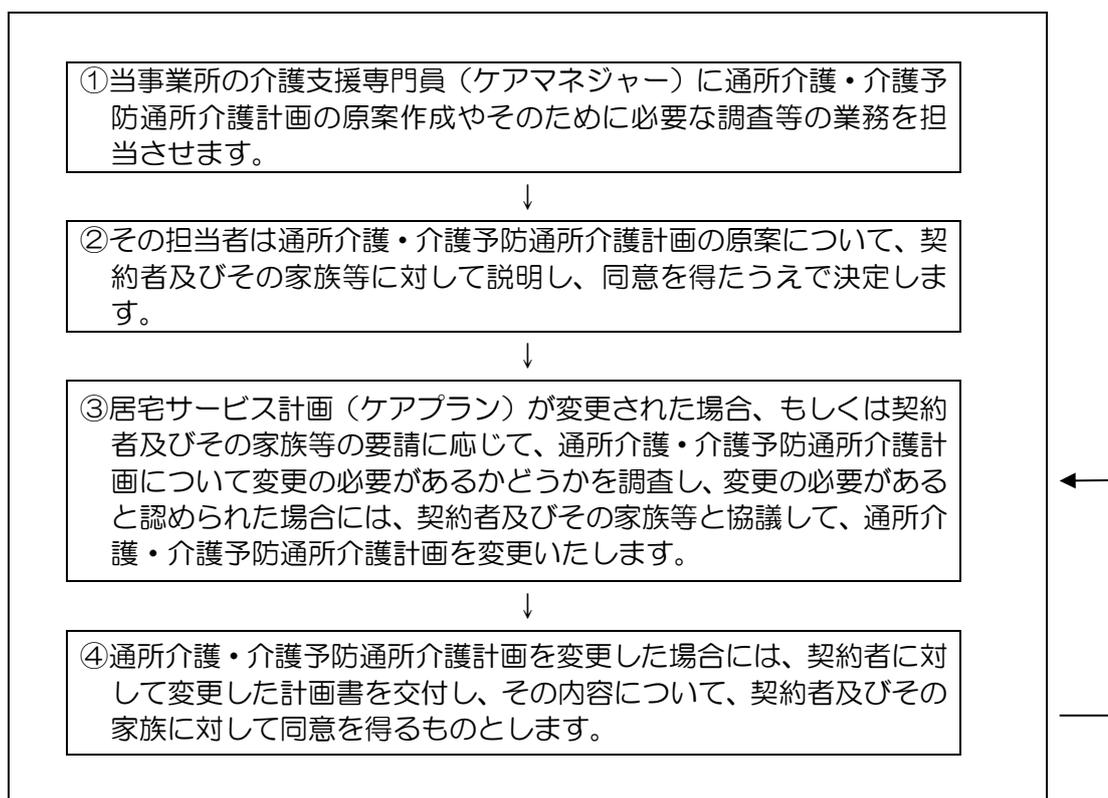
- 生活相談員 契約者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう事業所内のサービスの調整、他機関との連携を図ります。1名の生活相談員を配置しています。
- 介護職員 契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。3名以上の介護職員を配置しています。
- 看護職員 契約者の健康管理や療養上の看護・世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名の看護職員を配置しています。
- 管理栄養士 栄養並びに契約者の身体の状況、嗜好及び適時適温を配慮した食事の提供が行えるよう計画し、給食業務を行います。1名（兼務）の職員を配置しています。

3. 第三者評価の実施

当事業所は令和2年10月30日に、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構が定める評価項目に基づく第三者評価を受診し第三者評価機構ホームページ上にて受診結果情報を公表しています。

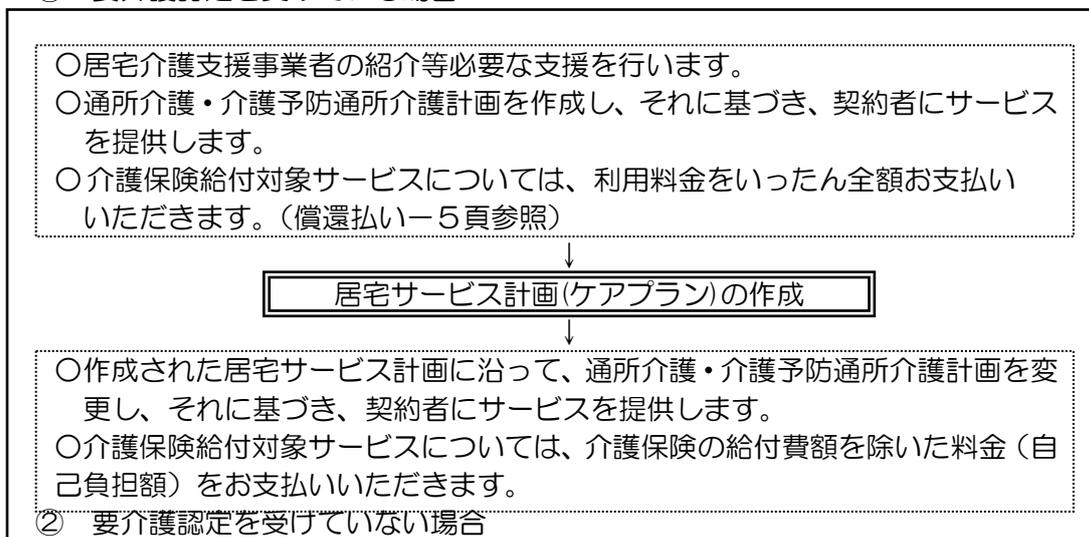
契約締結からサービス提供までの流れ

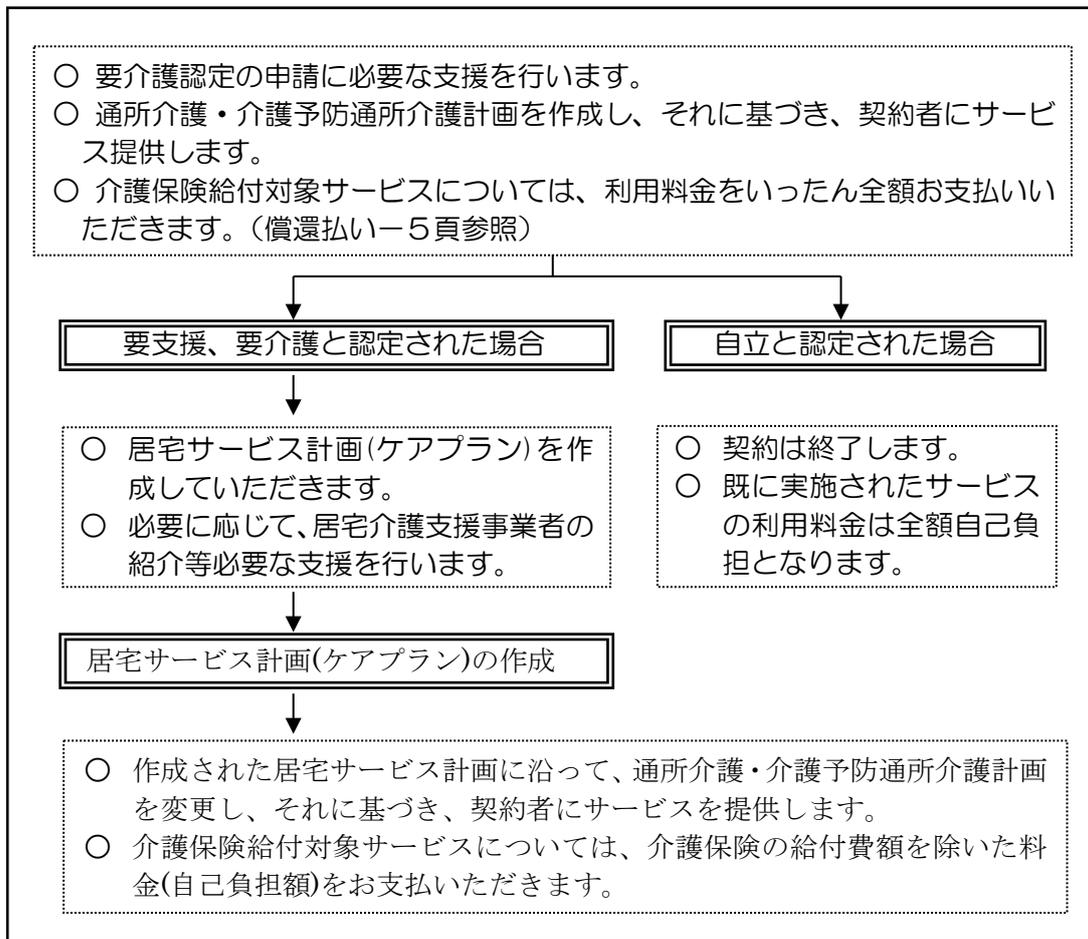
- (1) 契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護・介護予防通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) 契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合





4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

- (1) 当事業所は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第10条、第11条に規定される義務を負います。当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
- ① 契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
 - ② 契約者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の医師、看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携するとともに契約者からの聴取・確認したうえでサービスを実施します。
 - ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練及び研修を定期的実施します。事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
 - ④ 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図り

ます。事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

- ⑤ 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。事業所における虐待防止のための指針を整備します。職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- ⑥ 契約者に対する通所介護・介護予防通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管します。利用者もしくは代理人（扶養者を含む）が前項の記録の開示、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。
- ⑦ 契約者へのサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の処置を講じます。
- ⑧ サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、契約者に緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供します。
- ⑨ 契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

（2）事故時の対応について（契約書第10条参照）

指定通所介護・介護予防通所介護事業サービスの提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに速やかにご利用者のご家族に連絡を行います。賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）事業所の施設・設備の使用上の注意（契約書第12条、第13条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従い、利用して下さい。
- 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

（2）提供時間の変更について

- 体調の都合上通常の利用が困難となった場合や、退院後で長時間のご利用が困難となった場合には、体調に合わせたサービス提供時間とします。

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間ですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条）

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から中途解約の申し出があった場合。（下記をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合。（下記をご参照下さい。）

（1） 契約者からの中途解約等の申し出（契約書第18条）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を事業所に提出して下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な事由なく本契約に定める通所介護・介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2） 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせて場合

- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、30日以内の支払いを定めた催告にも拘わらずこれが支払われない場合
 - ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）
契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます